

クラウドファンディング活用指針

平成 29 年 9 月

総務部

目次

1. はじめに	1
2. クラウドファンディングの概要	2
3. クラウドファンディングの種別	2
4. 基本的な考え方	3
5. 実施手順	5
6. 留意事項	6

1. はじめに

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（平成 29 年 6 月策定。）において、より一層の歳入確保に向けて、あらゆる財源の確保策について検討し、具体的に展開可能な取組から進めていくこととしています。このうち、クラウドファンディングについて、他の自治体の先行事例も参考にしながら積極的に活用していくこととしています。

本指針は、今後各部局において、クラウドファンディングを活用して事業を実施する際の参考とするため、クラウドファンディングに関する基本的な考え方や実施手順等を取りまとめたものです。

【三重県財政の健全化に向けた集中取組】より抜粋

(4) その他の歳入確保策の推進

〔個人及び法人等からの寄附の拡大〕

寄附者のメリットの大きいふるさと納税制度に対応したクラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度については、他の自治体の先行事例も参考にしながら積極的に活用します。

短期的取組

③個人及び法人等からの寄附の拡大

- i) 企業版ふるさと納税制度の積極的な活用
- ii) クラウドファンディングの統一的な指針の策定及び情報発信のためのポータルサイトの活用
- iii) 策定したクラウドファンディング指針に基づく事業の実施
- iv) 個人及び法人等への募集活動の強化

取組項目	29 年度	30 年度	31 年度
③個人及び法人等からの寄附の拡大	検討	順次実施	

2. クラウドファンディングの概要

クラウドファンディングとは、特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みです。資金を調達するためには、プロジェクトについて多くの人から共感・賛同を得ることが必要です。

近年、自治体がインターネット上で寄附を募り、特定事業の資金を集めるクラウドファンディングを活用する事例が増えてきています。

クラウドファンディングの活用を通じて、三重県が取り組むプロジェクトを県内外の多くの方に知ってもらい、応援してもらうことで、三重県の魅力を発信することができます。また、事業成果を広くPRすることにより、三重県へ寄附をしていただく人の輪が広がるといった効果も期待できます。

※自治体への個人からの寄附については、クラウドファンディングもふるさと納税制度が適用されます。

3. クラウドファンディングの種別

(1) 運営方法別

直営型：自治体が運営するホームページ内に専用のページを立ち上げ、直接寄附金を募集します。

委託型：クラウドファンディング事業者に委託し、事業者のホームページで間接的に寄附金を募集します。

(2) 調達方法別

All In 方式：寄附金額が目標額に達しない場合でも事業を実施します。

All or Nothing 方式：寄附金額が目標額に達成した場合のみ、事業を実施することができます。

4. 基本的な考え方

(1) 対象事業の要件

- ・クラウドファンディングは、特定のプロジェクトに対しての寄附募集であることから、対象事業は事務事業（細事業）以下の事業単位とします。
※天候による中止など県では調整できない事由により事業が実施できなくなった場合、寄附金を返還する必要が生じる可能性があることに留意してください。（参考：P6 6.留意事項(1)）

(2) 運営方法

- ・三重県のホームページ上での寄附募集（直営型）とクラウドファンディング事業者への委託による寄附募集（委託型）のどちらも可能とします。
- ・委託型での実施にあたっては、寄附額の10～20%の委託料がかかることから、全国に広くPRすることにより、多くの人から共感が得られ、歳入確保がより多く見込まれる事業が望ましいものとします。

(3) 調達方法

- ・直営型の場合は、目標額に達するかどうかにかかわらず寄附の申込みがあれば受入事務を行うことになるため、All In方式で実施します。
- ・委託型の場合は、All In方式、All or Nothing方式どちらでも可能とします。

(4) 募集活動の強化

①わかりやすい募集ページの作成

- ・寄附金がどのように活かされるのか、寄附者にわかりやすい募集ページを作成し、十分に周知を行ってください。
- ・募集ページには、「負担付寄附ではない」旨を記載してください。
（参考：P6 6.留意事項(1)）
- ・事業実施中は進捗状況、事業実施後は実績報告を掲載してください。

②寄附者へのフォローアップ

- ・寄附者には、お礼状を送付するとともに実績報告を行ってください。
- ・事業に関連した返礼品に限って送付可能とします。ただし、返礼品及びそれに伴う経費は、寄附金額の10%以内とすることとします。

(5) 予算上の取扱い

① 予算要求

- ・ 事業費の他、クラウドファンディングに係る経費（PR活動、クラウドファンディング事業者への委託料、返礼品、送付費用等）も含めて歳出予算として要求してください。寄附金は、一旦ふるさと応援寄附金基金に積み立てるため、歳入科目は基金繰入金とし、予定する寄附金額を計上してください。
- ・ 事業費の全額（All In方式の場合は、事業費の全額又は一部）とクラウドファンディングに係る経費は寄附金を財源とすることとします。
- ・ 寄附金額が目標額を上回った場合は、事業内容を充実し、より効果的な事業を実施してください。
- ・ 寄附金額が目標額を下回った場合でも、All In方式では事業を実施する必要があるため、寄附金額にあわせて事業内容を柔軟に変更するなど追加の県費負担が生じないようにしてください。

② 寄附金の財源上の取扱い

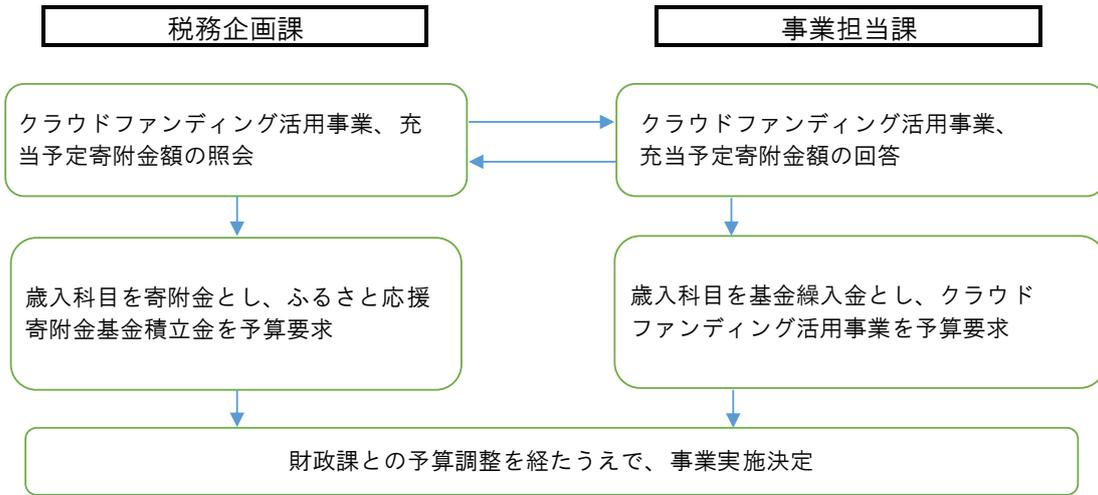
- ・ 寄附金は、寄附を受けた部局の特定財源として取り扱うこととします。

③ 事業の実施決定

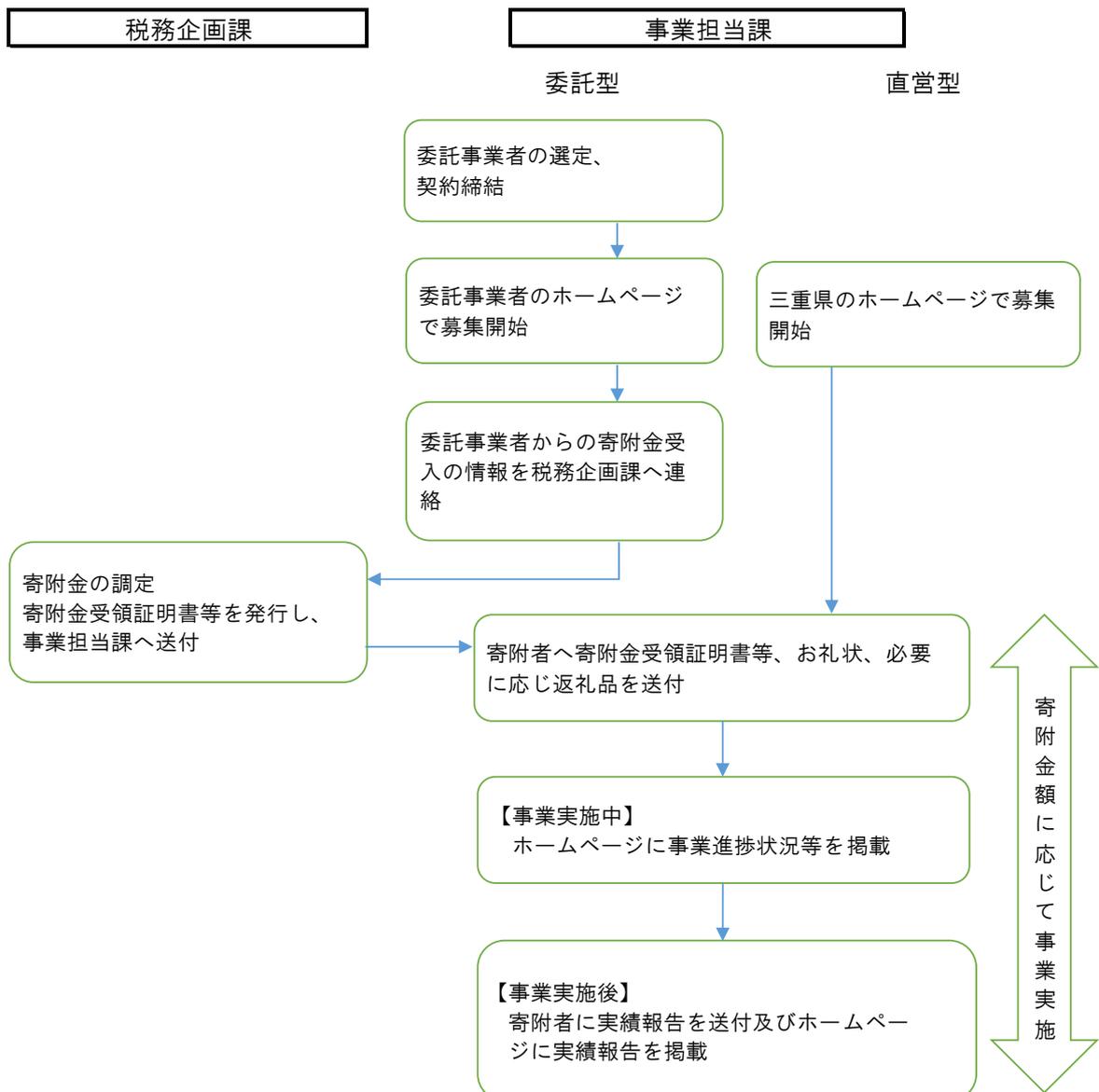
- ・ 寄附金で実施する事業であっても、通常の予算要求と同様、事業目的や事業内容について財政課との調整を経たうえで、実施を決定することとします。

5. 実施手順

【前年度】



【事業実施年度】 ※当該年度中に完了する事業の場合



6. 留意事項

(1) 負担付寄附

負担付寄附とは、寄附の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その契約が解除されるようなものをいいます。

クラウドファンディングでの寄附契約が負担付寄附に該当すると、事業ができなくなった場合、寄附金を返還する必要があるほか、寄附金受領証明書の回収など、寄附者に大きな事務的な負担を強いることとなります。そのため、返還義務が生じないように、事業を確実に実施することは当然のこと、負担付寄附に該当しないような契約にする必要があります。

負担付寄附に該当するかどうかは、県と委託事業者との契約の他、県と寄附者との間でどのような合意がなされたかによります。合意内容は、募集ページで判断されるため、ページ作成にあたっては事業が実施できなくなった場合に返還義務が生じないように記載内容にするとともに、「負担付寄附ではない」旨を必ず記載してください。

(記載例. 事業実施に向けて全力で取り組んでいきますが、万が一実施できない事由が生じた場合は、当該寄附の趣旨に沿うような事業に活用させていただきます。当該寄附は「負担付寄附」ではなく、「用途を指定した寄附」としてお受けするものであることをご了承ください。)

※地方自治法第96条第1項第9号により「負担付寄附」は議決事項となっております。

(2) 割当寄附金等の禁止

地方財政法第4条の5により、「地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことはしてはならない」とされています。

寄附の募集活動については、県の事業の趣旨を理解し、賛同いただけるよう留意する必要があります。

(3) ふるさと納税にかかる返礼品

ふるさと納税の返礼品競争の過熱化を受け、返礼品のあり方等について、総務省から通知が出ています。(平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」)

返礼品を送付する場合は、本通知に沿った対応を行う必要があります。